

資料

【第2章第1関係】

資料1	東京都と水防本部長との協定……………	資－ 1
資料2	山梨県との協定……………	資－ 4
資料3	静岡県との協定……………	資－ 10

【第5章第2関係】

資料4	神奈川県三保ダム操作規則……………	資－ 12
その2	三保ダム放流警報要領……………	資－ 21
資料5	城山ダム操作規則……………	資－ 52
その2	城山ダム放流要領〔※抜粋〕……………	資－ 58
資料6	宮ヶ瀬ダム操作規則……………	資－ 88
その2	宮ヶ瀬ダム操作細則〔※抜粋〕……………	資－ 94
資料7	東京都水道局小河内ダム操作規程〔※抜粋〕……………	資－ 98
資料8	神奈川県相模ダム操作規程……………	資－ 102
資料9	神奈川県道志ダム操作規程……………	資－ 111
資料10	神奈川県玄倉ダム操作規程……………	資－ 119
資料11	神奈川県熊木ダム操作規程……………	資－ 126

【第5章第3関係】

資料12	寒川取水施設管理規程……………	資－ 134
資料13	二ヶ領用水水門操作協約……………	資－ 138
資料14	飯泉取水施設管理規程……………	資－ 140
資料15	相模取水施設管理規程……………	資－ 147
資料16	東京都水道局羽村取水堰操作規程〔※抜粋〕……………	資－ 155
資料17	五反田川放水路操作規則……………	資－ 157
資料18	神奈川県 of 海岸法に関する陸閘等の操作規則……………	資－ 163
その2	小田原市の海岸法に関する陸閘等の操作規程……………	資－ 172

【第7章第2関係】

資料19	防災行政通信網構成機関及び回線系統図……………	資－ 177
------	-------------------------	--------

【第7章第4関係】

資料20	災害時における放送要請に関する協定（NHK、ラジオ日本、テレビ神奈川、横浜FM）…	資－ 178
------	---	--------

【第8章第2関係】

資料21	水害に関する注意報・警報の種類及び発表基準……………	資－ 182
------	----------------------------	--------

【第14章第1関係】

資料22	水防準備配備規程＜水防本部用＞……………	資－ 191
------	----------------------	--------

【第16章第5関係】

資料23	自衛隊の災害派遣要請……………	資－ 193
	〔神奈川県地域防災計画（風水害等災害対策計画）〔※抜粋〕〕	

資料 1（第 2 章第 1 関係）

協 定 書

神奈川県（以下「甲」という。）と東京都（以下「乙」という。）は、水防活動に係る情報の交換等について、次のとおり協定を締結する。

（対象河川）

第 1 条 対象とする河川は、境川、鶴見川、恩田川、真光寺川、麻生川とする。

（情報等の交換）

第 2 条 甲及び乙は、気象庁予報警報規程（昭和 28 年運輸省告示第 63 号）第 16 条に規定する注意報又は警報（以下「注警報等」という。）が対象河川の流域に発表され、神奈川県又は東京都が水防態勢を敷いたときは、次項の情報を交換するものとする。

2 交換する情報は次のとおりとする。

- （1）水防警報及びはん濫警戒情報
- （2）その他水防活動に必要となる災害情報等

（所管する窓口）

第 3 条 本協定を所管する窓口は次のとおりとし、情報連絡の窓口は別表のとおりとする。

- （1）神奈川県 神奈川県県土整備局河川下水道部河川課
- （2）東京都 東京都建設局河川部防災課

（情報伝達系統）

第 4 条 情報伝達の窓口、連絡先、連絡方法等の情報伝達系統については、県の各支部水防実施要領及び都の水防計画にて定める。

（疑義の協議）

第 5 条 この協議に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項は、必要に応じその都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

附 則

- 1 神奈川県と東京都の水防時の情報交換等に関する協定（昭和 57 年 4 月 1 日締結）、協定の一部変更（昭和 61 年 4 月 1 日締結）及び東京都と神奈川県の水防情報の協力に関する変更協定書（平成 4 年 4 月 1 日締結）は廃止する。
- 2 この協定の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、その 1 通を保有する。

平成 22 年 5 月 28 日

甲 神奈川県知事（水防本部長）

松 沢 成 文

乙 東京都建設局長（水防本部長）

村 尾 公 一

別 表

神奈川県と東京都が平成２２年５月２８日付で締結した水防活動に係る情報の交換等に関わる協定について、第３条に規定する情報連絡等の窓口は次のとおりとする。

（１）神奈川県

ア 水防本部

神奈川県県土整備局河川下水道部河川課

電話 ０４５（２１０）６５２０（直通）

イ 鶴見川（岡上橋）、麻生川（新三輪橋）を所管する事務所

横浜川崎治水事務所川崎治水センター

電話 ０４４－９３２－７２１１

ウ 境川（風戸橋、昭和橋、高橋、幸延寺橋）を所管する事務所

厚木土木事務所津久井治水センター

電話 ０４２－７８４－１１１１（内）５１２

厚木土木事務所東部センター

電話 ０４６７－７９－２８４９（直通）

（２）東京都

ア 水防本部

東京都建設局河川部防災課

電話 ０３（５３２０）５４３５

イ 境川（根岸橋、境橋）、鶴見川（下川戸橋）、恩田川（高瀬橋）、真光寺川（矢崎橋）を所管する事務所

東京都南多摩東部建設事務所

電話 ０４２（７２０）８６４１

水防活動に係る情報の交換等に関する協定の一部を変更する協定

神奈川県知事（以下「甲」という。）と東京都建設局長（以下「乙」という。）との間で平成 22 年 5 月 28 日付けで締結した水防活動に係る情報の交換等に関する協定書（以下「原協定」という。）について、その一部を下記のとおり変更する協定を締結する。

1 原協定第 3 条を次のとおり改める。

第 3 条 本協定を所管する窓口は次のとおりとし、情報連絡の窓口は別添のとおりする。

（1）神奈川県 神奈川県県土整備局河川下水道部河港課

2 原協定別表を次のとおり改める。

神奈川県と東京都が平成 22 年 5 月 28 日付で締結した水防活動に係る情報の交換等に関わる協定について、第 3 条に規定する情報連絡等の窓口は次のとおりとする。

（1）神奈川県

ア 水防本部

神奈川県県土整備局河川下水道部河港課

3 この変更協定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙双方が押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 31 日

甲 神奈川県知事（水防本部長）
黒 岩 祐 治

乙 東京都建設局長（水防本部長）
中 島 高 志

山 梨 県 と の 協 定 水防情報等に関する協定

山梨県知事山本栄彦（以下「甲」という。）と神奈川県知事松沢成文（以下「乙」という。）は、水防活動への利用に適合する情報の交換について次のとおり協定する。

（対象河川）

第 1 条 対象とする河川は、相模川水系相模川（桂川）、鶴川、道志川、秋山川及び金山川とする。

（情報等の交換）

第 2 条 甲及び乙は、気象庁予報警報規程（昭和 2 8 年運輸省告示第 6 3 号）第 1 6 条に規定する注意報又は警報（以下「注意報等」という。）が神奈川県丹沢・津久井及び山梨県東部、富士五湖に発表され、山梨県又は神奈川県が配備体制を敷いたときは、第 2 条第 2 項の情報を交換するものとする。

2 交換する情報は、次のとおりとし、甲及び乙の別記に定める情報連絡の窓口から、水防計画書に定める様式により連絡を行う。

（1） 甲から連絡する事項

第 1 条に示した河川（金山川を除く。）の別記水位観測所における水位がはんらん注意水位に達したとき及びはんらん注意水位を下回ったとき、その状況。

（2） 乙から連絡する事項

ア 神奈川県相模ダム操作規程（平成 1 4 年神奈川県企業管理規程第 1 3 号）の定めるところにより洪水吐ゲートの操作をしたとき、その状況。

イ 新田水位観測所（上野原市新田地先桂川）の水位がはんらん注意水位に達したとき及びはんらん注意水位を下回ったとき、その状況。

（3） 相互に連絡する事項

第 1 条に示した河川において、大規模な土砂崩落等河川管理上及び水防上必要な災害情報。

(4) 前3号のほか、甲または乙が必要とする情報

(情報等の窓口)

第3条 情報の交換の窓口は、次のとおりとする。

(1) 山梨県

ア 山梨県富士・東部建設事務所

山梨県大月市花咲1608-3

電話 0554-22-7816

ファックス 0554-22-7818

イ 山梨県富士・東部建設事務所吉田支所

山梨県富士吉田市上吉田1-2-5

電話 0555-24-9044

ファックス 0555-24-9052

(2) 神奈川県

ア 神奈川県津久井土木事務所

神奈川県相模原市津久井町中野937-2

電話 042-784-1111

ファックス 042-784-7696

イ 神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所

神奈川県津久井郡城山町城山2-9-1

電話 042-782-2296

ファックス 042-782-9914

ウ 神奈川県企業庁相模川水系ダム管理事務所相模ダム管理所

神奈川県相模原市相模湖町与瀬239

電話 042-684-3521

ファックス 042-684-3526

※ 相模ダム管理所は、相模ダム操作規程に定める出水警戒体制設置後に情報窓口を設置するものとする。

(疑義の協議)

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その必要に応じその都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、締結の日から施行する。
- 2 水防情報等に関する協定書（昭和60年6月1日施行）は、廃止する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年12月7日

甲 山 梨 県 知 事 山 本 栄 彦

乙 神 奈 川 県 知 事 松 沢 成 文

別記 情報連絡の窓口

1 2条2項1号の甲から連絡する事項

河川名	水位観測所	連絡窓口（甲）	連絡窓口（乙）
桂川	強瀬	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
鶴川	巖島橋	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
道志川	大山橋	富士・東部建設事務所 吉田支所	津久井土木事務所
秋山川	秋山	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所

2 2条2項2号の乙から連絡する事項

連絡窓口（乙）	連絡窓口（甲）
企業庁相模川水系ダム管理事務所 相模ダム管理所	富士・東部建設事務所

3 2条2項3号の相互に連絡する事項

河川名	連絡窓口（甲）	連絡窓口（乙）
相模川 (桂川)	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
鶴川	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
道志川	富士・東部建設事務所吉田支所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
秋山川	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所
金山川	富士・東部建設事務所	津久井土木事務所 企業庁相模川水系ダム管理事務所

水防情報等に関する協定の一部を変更する協定

山梨県知事山本栄彦（以下「甲」という。）と神奈川県知事松沢成文（以下「乙」という。）との間で平成18年12月7日付けで締結した「水防情報等に関する協定」（以下「原協定」という。）について、その一部を下記のとおり変更する協定を締結する。

- 1 原協定第2条第2項に規定する別記中「神奈川県津久井土木事務所」を「神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター」に改める。
- 2 原協定第3条第2号ア中「神奈川県津久井土木事務所」を「神奈川県厚木土木事務所津久井治水センター」に改める。
- 3 この変更協定は、平成22年4月1日から施行する

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年3月31日

甲 山梨県知事 横内正明

乙 神奈川県知事 松沢成文

別記 情報連絡の窓口

1 2条2項1号の甲から連絡する事項

河川名	水位観測所	連絡窓口（甲）	連絡窓口（乙）
桂川	強瀬	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井治水センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
鶴川	巖島橋	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井治水センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
道志川	大山橋	富士・東部建設事務所 吉田支所	厚木土木事務所津久井治水センター
秋山川	秋山	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井治水センター

2 2条2項2号の乙から連絡する事項

連絡窓口（乙）	連絡窓口（甲）
企業庁相模川水系ダム管理事務所 相模ダム管理所	富士・東部建設事務所

3 2条2項3号の相互に連絡する事項

河川名	連絡窓口（甲）	連絡窓口（乙）
相模川 (桂川)	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井治水センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
鶴川	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井治水センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
道志川	富士・東部建設事務所吉田 支所	厚木土木事務所津久井治水センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
秋山川	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井治水センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所
金山川	富士・東部建設事務所	厚木土木事務所津久井治水センター 企業庁相模川水系ダム管理事務所

静岡県との協定 水防情報等に関する協定

静岡県知事石川嘉延（以下「甲」という。）と神奈川県知事松沢成文（以下「乙」という。）とは、水防活動の利用に適合する雨量及び水位情報、その他の情報の交換等について次のとおり協定する。

（対象河川）

第 1 条 対象とする河川は、静岡県と神奈川県に流域を持ち、両県を跨ぐ河川を対象とする。

（情報等の交換方法）

第 2 条 甲及び乙は、各々が設置した雨量計及び水位計による観測値、また、被害が両県に及ぶことが予想される災害情報等、河川管理上又は水防上必要な事項について相互に情報を交換するものとする。なお、詳細については、覚書を別途定めるものとする。

（所管する窓口）

第 3 条 本協定を所管する窓口は次のとおりとする。

- （1）静岡県 静岡県土木部河川砂防総室土木防災室
- （2）神奈川県 神奈川県県土整備部河川課

（疑義の協議）

第 4 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その必要に応じその都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

附 則

1 この協定は、締結の日から施行する。

この協定の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙双方が記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 18 年 12 月 7 日

甲 静岡県知事 石川 嘉 延

乙 神奈川県知事 松 沢 成 文

水防情報等に関する協定の一部を変更する協定

静岡県知事石川嘉延（以下「甲」という。）と神奈川県知事松沢成文（以下「乙」という。）との間で平成 18 年 12 月 7 日付けで締結した「水防情報等に関する協定」（以下「原協定」という。）について、その一部を下記のとおり変更する協定を締結する。

- 1 原協定第 3 条を次のとおり改める。
第 3 条 本協定を所管する窓口は次のとおりとする。
（２）神奈川県 神奈川県県土整備局河川下水道部河港課
- 2 この変更協定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙双方が押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 4 年 3 月 31 日

甲 静岡県知事 川 勝 平 太

乙 神奈川県知事 黒 岩 祐 治

〔昭和54年5月22日〕
告 示 第 4 4 3 号

〔沿革〕 昭和61年7月8日告示第590号改正

平成24年3月30日告示第184号改正

平成30年3月9日告示第126号改正

令和3年3月16日告示第91号改正

河川法（昭和39年法律第167号）第14条の規定に基づき、神奈川県三保ダム操作規則を次のように定める。

神奈川県三保ダム操作規則

目 次

第1章	総則（第1条～第3条）
第2章	貯水池の水位（第4条～第9条）
第3章	貯水池の用途別利用（第10条～第12条）
第4章	洪水調節等（第13条～第20条）
第5章	貯留された流水の放流（第21条～第25条）
第6章	ゲートの操作（第26条～第30条）
第7章	点検整備等（第31条・第32条）
第8章	記録等（第33条～第35条）
第9章	委任（第36条）
附 則	

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規則は、三保ダムの操作に関し必要な事項を定めるものとする。

（ダムの用途）

第2条 三保ダムは、洪水調節、水道用水の供給及び発電をその用途とする。

（定 義）

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 洪水 流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒800立方メートル以上である場合における当該流水をいう。
- （2） 洪水期間 毎年6月15日から10月15日までの期間をいう。
- （3） 非洪水期間 毎年10月16日から翌年6月14日までの期間をいう。

第2章 貯水池の水位

(水位の測定)

第4条 貯水池の水位の測定は、測水塔に取り付けられた水位計により行うものとする。

(常時満水位)

第5条 非洪水期間における貯水池の最高水位（以下「常時満水位」という。）は、標高321.5メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第6条 洪水期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、標高316.8メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(確保水位)

第7条 水道用水の供給のために確保すべき水位（以下「確保水位」という。）は、洪水期間にあつては標高316.8メートル、非洪水期間にあつては標高321.5メートルとし、第15条又は第24条の規定による放流により水位を低下させる場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

(最低水位)

第8条 貯水池の最低水位は、標高282.3メートルとする。

(予備放流水位の最低限度)

第9条 予備放流水位の最低限度は、標高316.8メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節のための利用)

第10条 洪水調節は、洪水期間にあつては標高316.8メートルから321.5メートルまでの容量最大1,000万立方メートルを利用して行い、非洪水期間にあつては予備放流により水位を低下させて行うものとする。

(水道用水のための利用)

第11条 水道用水の供給は、洪水期間にあつては標高282.3メートルから316.8メートルまでの容量最大4,450万立方メートルを利用し、非洪水期間にあつては標高282.3メートルから321.5メートルまでの容量最大5,450万立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第12条 発電は、洪水調節及び洪水に達しない流水の調節並びに水道用水の供給に支障を与えない範囲において行うものとし、洪水期間にあつては標高282.3メートルから316.8メートルまでの容量最大

4,450万立方メートルを利用し、非洪水期間にあつては標高282.3メートルから321.5メートルまでの容量最大5,450万立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第13条 神奈川県三保ダム管理事務所長（以下「所長」という。）は、横浜地方気象台から降雨に関する警報又は注意報が発せられたときその他洪水が予想されるときは、直ちに洪水警戒体制をとらなければならない。

(洪水警戒体制時における措置)

第14条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に定める措置をとらなければならない。

- (1) 神奈川県水防本部長、神奈川県西土木事務所長、神奈川県西土木事務所小田原土木センター所長、横浜地方気象台長、神奈川県内広域水道企業団飯泉取水管理事務所長、東京発電株式会社三島事業所長その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。
- (2) 最大流入量、流入総量、洪水継続時間及び流入量の時間的变化を予測すること。
- (3) 洪水調節の計画を立てるとともに、非洪水期間にあつては、予備放流水位を定めること。
- (4) ゲートの点検及び整備並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備並びに予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第15条 所長は、非洪水期間において、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合で水位が前条第3号により定めた予備放流水位を超えているときは水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめダムから放流を行うものとする。

(洪水調節)

第16条 所長は、流入量が次に定める状態になったときは当該各号に定める洪水調節を行わなければならない。ただし、所長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認める場合においては、これらによらないことができる。

- (1) 流入量が毎秒800立方メートルに達した後、最大に達するまで毎秒 $\{(流入量 - 800) \times 0.346 + 800\}$ 立方メートルを限度として放流すること。
- (2) 流入量が最大に達した後、流入量が毎秒 $\{(最大流入量 - 800) \times 0.346 + 800\}$ 立方メートルに等しくなるまで毎秒 $\{(最大流入量 - 800) \times 0.346 + 800\}$ 立方メートルを限度として放流すること。
- (3) 次条の規定によりダムから放流を行っている場合において、流入量が毎秒800立方メートルを下

らず、かつ、水位が制限水位に低下するまでの間に流入量が再び増加したときで、流入量が次条の規定による放流量と等しくなったときから毎秒 $\{(当該等しくなった放流量-800) \div 0.346+800\}$ 立方メートルに等しくなるときまで当該等しくなった時の放流量に等しい流水を放流すること。

- (4) 流入量が前号に規定する毎秒 $\{(当該等しくなったときの放流量-800) \div 0.346+800\}$ 立方メートルに等しくなって以後第1号から前号までの規定を準用して放流すること。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 所長は、洪水期間にあつては、前条の規定により洪水調節を行った後又は第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が制限水位を超えているときは、速やかに、水位を制限水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度としてダムから放流を行わなければならない。

(洪水警戒体制の解除)

第18条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、これを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第19条 所長は、気象、水象その他の状況により予備放流水位を維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するように努めなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第20条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。この場合における流水の調節は、標高316.8メートルから321.5メートルまでの容量最大1,000万立方メートルを利用して行うものとする。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第21条 ダムによって貯留された流水は、次のいずれかに該当する場合に限り放流することができる。

- (1) 水位が常時満水位を超えるとき。
- (2) 非洪水期間から洪水期間に移るに際し、水位を制限水位に低下させるとき。
- (3) 洪水期間において、水位が制限水位を超えるとき。
- (4) 第15条の規定により予備放流を行うとき。
- (5) 第16条の規定により洪水調節を行うとき。
- (6) 第17条の規定により水位を制限水位に低下させるための放流を行うとき。
- (7) 第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- (8) 第24条の規定により水道用水等のための放流を行うとき。
- (9) 第31条の規定によりゲートの、点検又は整備を行うため特に放流を行う必要があるとき。

(10) その他特にやむを得ない理由により放流を行う必要があるとき。

(放流の原則)

第22条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、田ノ入発電所の取水量を確認のうえ放流を行うものとし、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第23条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量（田ノ入発電所取水量を含む。以下同じ。）が、次の各号に掲げるときは、当該各号に掲げる量を超えないようにしなければならない。

- (1) 第21条第1号、第3号又は第7号の場合 流入量に相当する量
- (2) 第21条第2号、第4号、第9号又は第10号の場合 毎秒800立方メートル
- (3) 第21条第5号、第6号又は第8号の場合 それぞれ第16条、第17条又は第24条の規定による放流量

(水道用水のための放流)

第24条 所長は、水道用水の供給等のために、別表第1に示す地点において同表に示す流量を確保し、かつ、別表第2に示す地点において必要があるときは同表に示す流量を確保できるよう必要な流量をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第25条 所長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これにより生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法（昭和32年法律第35号）第32条の規定に準じて関係機関に通知するとともに一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

第6章 ゲートの操作

(ゲートの操作の方法)

第26条 ダムから放流を行う場合においては、調節ゲートの操作により行い、これにより所要の放流ができないときは、洪水吐ゲート进行操作して放流するものとする。

(洪水吐ゲートの操作)

第27条 洪水吐ゲートは、次に掲げる場合を除き閉そくしておかななければならない。

- (1) 第21条各号の規定によりダムから放流を行うとき。
- (2) 第31条の規定により洪水吐ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。

(調節ゲート、調節予備ゲート及び点検用ゲートの操作)

第28条 調節ゲート及び調節予備ゲートは、次に掲げる場合を除き、閉そくしておかななければならない。

- (1) 第21条各号の規定によりダムから放流を行うとき。
- (2) 第31条の規定により調節ゲート及び調節予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

2 点検用ゲートは、次に掲げる場合を除き全開しておかなければならない。

- (1) 第31条の規定により調節ゲート及び調節予備ゲートの、専検又は整備のため必要があるとき。
- (2) 放流トンネルの点検又は整備のため必要があるとき。
- (3) その他必要があるとき。

(表面取水ゲート及び底部取水ゲートの操作)

第29条 第24条に規定する水道用水等のための放流は、次に掲げる場合を除き表面取水ゲートによるものとする。

- (1) 貯水池の水位が標高306.5メートルを下まわるとき。
- (2) 第31条の規定により表面取水ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

2 底部取水ゲートは、次に掲げる場合を除き閉そくしておかなければならない。

- (1) 貯水池の水位が標高306.5メートルを下まわるとき。
- (2) 第31条の規定により底部取水ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- (3) その他必要があるとき。

(底部ゲート及び底部予備ゲートの操作)

第30条 底部ゲート及び底部予備ゲートは、次に掲げる場合を除き閉そくしておかなければならない。

- (1) 第31条の規定により底部ゲート及び底部予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- (2) 特に底部ゲートを操作して放流する必要があるとき。

第7章 点検整備等

(点検又は整備)

第31条 所長は、次に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため点検又は整備を行わなければならない。

- (1) ダム本体
- (2) ゲート
- (3) ゲートを操作するための必要な機械及び器具
- (4) 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備
- (5) 監視のため必要な船舶
- (6) 警報のため必要な車両
- (7) 前各号の施設等の管理に必要な資材

2 所長は、ゲート及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第32条 所長は、別表第3に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

第8章 記 録 等

(ゲートの操作記録)

第33条 所長は、第15条及び第17条の規定により放流を行ったとき、第16条の規定により洪水調節を行ったとき並びに第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行ったときは、次に掲げる事項を記録しておかなければならない。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) ゲートの操作の事由、操作したゲートの名称、ゲートの操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲートの開度、ゲートの操作による放流量並びに水位の変動
- (3) ダム、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況
- (4) 放流に伴う警報及び連絡に関する事項
- (5) その他特記すべき事項

2 所長は、前項に規定する場合を除き、第27条、第28条、第29条又は第30条の規定によりゲートを操作したときは、その状況を前項に準じて、記録しておかなければならない。

(調査結果等の記録)

第34条 所長は、第31条の規定により点検及び整備を行った結果並びに第32条の規定により調査し、又は測定した結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第35条 所長は、別に定めるところによりダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

第9章 委 任

(実施細目)

第36条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1 (第24条関係)

下 流 の 確 保 流 量

(単位：m³/s)

地点 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
ダム直下流	0.50	0.50	0.50	0.50	0.99	0.99	0.99	0.99	0.99	0.50	0.50	0.50
平 山	12.18	12.18	12.18	12.18	12.93	14.93	14.93	14.93	14.93	12.18	12.18	12.18

(注) 平山とは、東京電力リニューアブルパワー株式会社内山発電所取水口直上流をいう。

別表第2 (第24条関係)

下 流 の 確 保 流 量

(単位：m³/s)

地点 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
飯 泉	18.24	18.24	18.24	19.29	19.29	21.38	22.43	22.43	22.43	20.34	19.29	19.29

(注) 飯泉とは、神奈川県内広域水道企業団飯泉取水堰^{せき}直上流をいう。

別表第3 (第32条関係)

調 査 又 は 測 定 事 項

事 項	項 目	事 項	項 目
気 象	天 気	貯 水 池	水 温
	気 圧		水 質
	気 温		堆 砂
	湿 度	ダ ム	漏 水 量
	風 向		漏水温度
	風 速		漏水濁度
	降 水 量		加 速 度
	蒸 発 散		水 平 変 位 量 及び垂直変位量
貯 水 池	水 位	効 果	洪水調節
	流 入 量		水道用水
	放 流 量		発 電

三保ダム放流警報要領

第1編 降雨等に伴う放流警報

1 目的

この要領は、三保ダム（以下「ダム」という。）からの放流に起因する流水の急激な変化によって生ずる危害の防止を図るために必要な警報等について定める。

2 洪水警戒体制

三保ダム操作細則に規定する、準備、第1、第2及び第3警戒体制の設置は次のとおりとする。

（1） 準備警戒体制

- ア 横浜地方気象台から神奈川県西部に降雨に関する注意報が発せられたとき。
- イ 台風の中心が東経130度から140度までの範囲において北緯30度に達したとき。
- ウ 三保ダムの上流域において、連続総降雨量が50ミリメートルに達した後に、更に降雨が続いているとき又は今後降雨が予測されるとき。
- エ 三保ダムの上流域において、時間降雨量が20ミリメートルを超えた後に、更に降雨が続いているとき又は今後降雨が予測されるとき。
- オ その他洪水警戒体制に入ることが必要と認められるとき。

（2） 第1警戒体制

- ア 横浜地方気象台から神奈川県西部に降雨に関する警報が発せられたとき。
- イ 三保ダムの上流域において、総降雨量が100ミリメートルに達し、更に降雨が続いているとき又は今後降雨が予想されるとき。
- ウ 三保ダムの上流域において、1時間雨量が40ミリメートルを超えて、更に降雨が続いているとき。エ 洪水吐ゲートから放流が予測される場合。

（3） 第2警戒体制

- ア ダムからの放流量が毎秒80立方メートルを超えると予測される場合。
- イ 三保ダムの上流域において、総降雨量が100ミリメートルを超えて更に今後引き続いて、50ミリメートル以上の降雨量が予想されるとき。

（4） 第3警戒体制

- ア ダムからの放流量が、毎秒800立方メートルを超えると予測される場合。

3 洪水警戒体制の解除

ダムへの流入量が毎秒80立方メートル以下に減少し、気象状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められる場合において解除する。

4 放流警報施設

放流警報施設は、放流警報施設一覧表（別表第1）及び放流警報施設位置図（別図第1）のとおりとする。

5 放流警報の方法

放流量が毎秒25立方メートルを超える場合は、次に定めるところにより警報を行う。

（1） スピーカー及びサイレンによる警報

ア 警報区間

（ア） 放流量が毎秒25立方メートルを超え毎秒80立方メートル以下のときは、ダムから川西橋までの区間とする。

（イ） 放流量が毎秒80立方メートルを超えるときは、ダムから西湘大橋までの区間とする。

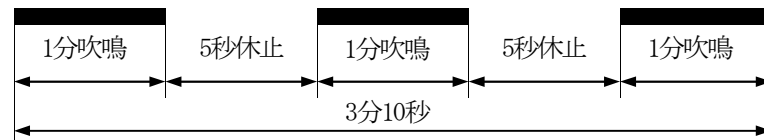
イ 警報時期

放流開始約30分前よりダムから順次下流に向けて行う。

ウ 警報内容

警報放送書（第1号様式A）によりスピーカーで放送を行った後、サイレンを吹鳴する。

サイレンの吹鳴方法は、次のとおりとする。



エ 放流期間中

（ア） 放流量の急激な増加が予想される場合は警報放送書（第1号様式A）、異常洪水時防災操作（ただし書き操作）に移行する場合は警報放送書（第1号様式B）によりスピーカーで放送を行い、必要に応じてサイレンを吹鳴する。

（イ） その他必要に応じて、警報放送書（第1号様式A、B又は第2号様式）によりスピーカーで放送を行う。

（2） 電光表示及び赤色回転灯による警報

ア 放流量が毎秒25立方メートルを超え毎秒80立方メートル以下の放流期間中は、ダムから川西橋までの区間を点灯する。

イ 放流量が毎秒80立方メートルを超える放流期間中は、ダムから西湘大橋までの区間を点灯する。

（3） 警報車による警報

ア 警報区間

(ア) 放流量が毎秒25立方メートルを超え毎秒80立方メートル以下のときは、ダムから川西橋までの区間とする。

(イ) 放流量が毎秒80立方メートルを超え毎秒150立方メートル以下のときは、新大口橋までの区間とする。

(ウ) 放流量が毎秒150立方メートルを超えるとときは、西湘大橋までの区間とする。

イ 警報時期

(ア) 放流開始約30分前から行う。

(イ) その他必要に応じて行う。

ウ 警報経路

警報車警報経路図（別図第2）に示す経路に従って行う。

エ 警報内容

警報車放送書（第3号様式）による。

6 警報掲示板

警報掲示板は第7号様式による。

7 通報連絡

関係機関への通報連絡は、次に定めるところにより行う。

(1) 準備警戒体制

ア 通報連絡機関

県土整備局河川下水道部河港課（神奈川県水防本部）、企業局利水電気部利水課。

イ 通報時期

準備警戒体制を設置したとき及び解除したとき。

ウ 通報内容

三保ダム放流時連絡書（第4号様式A）による。

(2) 第1、第2、第3警戒体制及び放流等

ア 通報連絡機関

別表第2に定める機関（9カ所）

イ 通報時期

(ア) 第1、第2、第3警戒体制を設置したとき及び解除したとき。

(イ) ダムから毎秒25立方メートルを超える放流を開始するときは、約1時間前。

(ウ) ダムから毎秒25立方メートルを超える放流をしたとき及び放流量が毎秒25立方メートル以下になったとき。(放流終了という。)

(エ) その他放流に関する通知が必要なとき。

ウ 通報内容

三保ダム放流時連絡書(第4号様式A)による。

(3) 予備放流

ア 通報連絡機関

別表第2に定める機関(9か所)

イ 通報時期

(ア) 予備放流が見込まれるとき。

(イ) 予備放流を開始したとき。

ウ 通報内容

三保ダム放流時連絡書(第4号様式A)及び連絡文(第5号様式)による。

(4) 事前放流

ア 通報連絡機関

別表第2に定める機関(9か所)

イ 通報時期

(ア) 事前放流が見込まれるとき。

(イ) 事前放流を開始したとき。

ウ 通報内容

三保ダム放流時連絡書(第4号様式A)及び連絡文(第6号様式)による。

(5) 異常洪水時防災操作(ただし書き操作)

ア 通報連絡機関

別表第2に定める機関(9か所)

イ 通報時期

(ア) 異常洪水時防災操作(ただし書き操作)に移行するおそれがあると判断されたとき。

(イ) 異常洪水時防災操作(ただし書き操作)が見込まれるとき。

(ウ) 異常洪水時防災操作(ただし書き操作)を予告するとき。(概ね3時間前、概ね1時間前)

(エ) 異常洪水時防災操作(ただし書き操作)の予告内容に変更が生じたとき。

(オ) 異常洪水時防災操作(ただし書き操作)に移行したとき及び解除したとき。

(カ) その他異常洪水時防災操作（ただし書き操作）に関する通知が必要なとき。

ウ 通報内容

三保ダム放流時連絡書（第4号様式B）及び連絡文（緊急一第1号～第11号様式）による。

(6) 関係機関への連絡系統

三保ダム放流通報連絡系統図（別表第3）及び三保ダム放流通報連絡系統図（水防関係）（別表第4）のとおりとする。

(7) 通報連絡の方法

ア 電話で通報を行う。なお、異常洪水時防災操作（ただし書き操作）及び予備放流、事前放流に係わる事項については、電話での通報に加え、FAXで連絡文の送信を行う。

イ 一般電話が不通のときは、県土整備局河川下水道部河港課（神奈川県水防本部）に対し、次の機関への通報の伝達を依頼する。

(ア) 県防災行政通信網に係る関係機関

(イ) 県警察本部

第1号様式A	No		
警 報 放 送 書			
令和 年 月 日			
こちらは、三保ダム管理事務所です。三保ダムから ___日___時___分に毎秒___立方メートル放流 () します。 しました。			
川の水が急に増えて危険ですから川から離れてください。			
	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">放 送 者</td> <td style="width: 80%; height: 40px;"></td> </tr> </table>	放 送 者	
放 送 者			

第1号様式B（異常洪水時防災操作）	No		
警 報 放 送 書			
令和 年 月 日			
こちらは、三保ダム管理事務所です。三保ダムでは ___日___時___分から緊急放流を [] ①開始する予定です。 ②開始しました。 ③行っています。			
たいへん危険ですから川には絶対に近づかないでください。			
	<table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">放 送 者</td> <td style="width: 80%; height: 40px;"></td> </tr> </table>	放 送 者	
放 送 者			

摘要：①異常洪水時防災操作予告時（概ね3時間前、概ね1時間前）
 ② 〃 移行時
 ③ 〃 移行後から解除まで

第2号様式

No

警 報 放 送 書

令和 年 月 日

こちらは、三保ダム管理事務所です。ただいま、三保ダムから放流しています。

(①川の水が、多く危険ですから、川から離れてください。
②川の水が、多く危険ですから、注意してください。)

放
送
者

摘要：①ダムからの放流量がピークを打つまで使用
②ダムからの放流量がピークを過ぎたら使用

第3号様式

No

警 報 車 放 送 書

令和 年 月 日

こちらは、三保ダム放流警報車です。三保ダムから

___日___時___分に毎秒___立方メートル放流 (します。
しました。)

川の水が急に増えて危険ですから、川から離れてください。

放
送
者

三保ダム放流時連絡書

番号	種 別	内 容	摘 要	連 絡 先								
				通報時間	発信者	受信者						
①	準 備 警戒体制	三保ダム管理事務所長は、____日 ____時____分に 準備警戒体制を設置しました。	・ 大雨・洪水に関する注意報が発表されたため。 ・ 台風の中心が警戒区域に達したため。 ・ その他（ ）	:								
②	第 1 警戒体制	三保ダム管理事務所長は、____日 ____時____分に 第1警戒体制を設置しました。	・ 大雨・洪水に関する警報が発表されたため。 ・ ダムから25m ³ /sを超える放流が予測されるため。 ・ その他（ ）	:								
③	第 2 警戒体制	三保ダム管理事務所長は、____日 ____時____分に 第2警戒体制を設置しました。	・ ダムから80m ³ /sを超える放流が予測されるため。 ・ その他（ ）	:								
④	第 3 警戒体制	三保ダム管理事務所長は、____日 ____時____分に 第3警戒体制を設置しました。	・ ダムから800m ³ /sを超える放流が予測されるため。	:								
⑤	警戒体制 解 除	三保ダム管理事務所長は、____日 ____時____分に 警戒体制を解除しました。	・ ダムの流入量が80m ³ /s以下に減少し、気象状況から、 警戒体制を維持する必要がなくなったため。	:								
⑥	予備放流 情 報	三保ダムは、____日 ____時____分頃から、 予備放流を開始する予定です。 これにより、今後の降雨に備えて貯水池の水位を低下させ、 洪水調節容量を確保します。 ファックスで【第5号様式】を送付したので確認してください。	・ ダムの流入量が800m ³ /sを超えると予測されるため。 予備放流終了後は、事前放流または洪水調節に移行することが 見込まれます。	:								
⑦	事前放流 情 報	三保ダムは、____日 ____時____分頃から、 事前放流を開始する予定です。 これにより、今後の降雨に備えて貯水池の水位を低下させ、 洪水調節容量を拡大します。 ファックスで【第6号様式】を送付したので確認してください。	・ ダム上流域の予測雨量が560mm/24h以上と発表されたため。 事前放流終了後は、洪水調節に移行することが見込まれます。	:								
⑧	放流予告	三保ダムは、____日 ____時____分に 毎秒____立方メートル放流します。 現在の三保貯水池の水位は標高____メートル [※] です。 なお、今後の降雨量によっては順次放流量が増加しますので、 川やダムの情報に注意してください。		:								
⑨	放流通報	三保ダムから ○日○時○分 に毎秒○立方 メートル放流しま した。 川の水位が急 に上昇します ので注意して ください。 現在上流の累 計雨量は○ミリ メートル、三保貯 水池の水位は 標高○メートル [※] 、 流入量は毎秒 ○立方メートル です。 なお、今後の 降雨量によっ ては放流量が 増加しますの で川から離れ てください。	番号	日時分	放流量 m ³ /s	累計雨量 mm	水位 m	流入量 m ³ /s	通 報 理 由			
			⑨-1	日 :					・ 放流を開始したため。	:		
			⑨-2	日 :					・ 予備放流を開始したため。	:		
			⑨-3	日 :					・ 事前放流を開始したため。	:		
			⑨-4	日 :					・ 洪水調節を開始したため。（流入量が800m ³ /sを超えたため。）	:		
			⑨-5	日 :					・ ダムの放流量が計画最大流量（1250m ³ /s）に達したため。	:		
			⑨-6	日 :					・ その他 〔 〕	:		
			⑨-7	日 :					・ その他 〔 〕	:		
⑩	放流終了	三保ダムは、____日 ____時____分に放流を終了しました。	・ ダムの放流量が25m ³ /s以下となったため。	:								

※三保貯水池の常時満水位は、標高321.50mです。

三保ダム放流時連絡書
緊急放流（異常洪水時防災操作）

番号	種 別	内 容	摘 要	連 絡 先		
				通報時間	発信者	受信者
①	緊急放流 事前情報	三保ダムは、 ____日、緊急放流に移行するおそれがあります。 今後のダム情報、気象情報に注意してください。 ファックスで【緊急―第1号様式】を送付したので確認してください。	・計画規模を超える洪水により、ダムが満水になり、水を貯められなくなると予測されるため。	：		
②	緊急放流 見込み情報	三保ダムは、 ____日 ____時 ____分頃から、 緊急放流に移行するおそれがあります。 移行する場合は、おおむね3時間前に予告連絡をします。 ファックスで【緊急―第2号様式】を送付したので確認してください。	・計画規模を超える洪水により、ダムが満水になり、水を貯められなくなると予測されるため。	：		
③	緊急放流 3時間予告	三保ダムは、 ____日 ____時 ____分頃から、緊急放流に移行します。 川の水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。 移行する場合は、おおむね1時間前にも予告連絡をします。 ファックスで【緊急―第3号様式】を送付したので確認してください。	・計画規模を超える洪水により、ダムが満水になり、水を貯められなくなると予測されるため。	：		
④	緊急放流 前 倒 し	三保ダムは、上記3時間前予告を前倒しし、 ____日 ____時 ____分頃から、緊急放流に移行します。 川の水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。 移行する場合は、おおむね1時間前にも予告連絡をします。 ファックスで【緊急―第4号様式】を送付したので確認してください。	・ダム流入量が予測を上回っており、ダムに貯められる量が想定より早く減っているため。	：		
⑤	緊急放流 延 期	三保ダムは、 ____日 ____時 ____分に予告連絡した 緊急放流への移行を延期します。 移行する場合は改めて予告連絡をします。 ファックスで【緊急―第5号様式】を送付したので確認してください。	・ダム流入量が予測を下回っているため。	：		
⑥	緊急放流 1時間予告	三保ダムは、 ____日 ____時 ____分頃から、緊急放流に移行します。 川の水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。 移行した場合は、ただちにその旨を連絡します。 ファックスで【緊急―第6号様式】を送付したので確認してください。	・計画規模を超える洪水により、ダムが満水になり、水を貯められなくなると予測されるため。	：		
⑦	緊急放流 前 倒 し	三保ダムは、上記1時間前予告を前倒しし、 ____日 ____時 ____分頃から、緊急放流に移行します。 川の水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。 移行した場合は、ただちにその旨を連絡します。 ファックスで【緊急―第7号様式】を送付したので確認してください。	・ダム流入量が予測を上回っており、ダムに貯められる量が想定より早く減っているため。	：		
⑧	緊急放流 中 止	三保ダムは、予告連絡した緊急放流への移行を ____日 ____時 ____分に中止しました。 川の水位は高い状況が続きますので、注意してください。 ファックスで【緊急―第8号様式】を送付したので確認してください。	・予測よりもダム流入量が少ないため。	：		
⑨	緊急放流 移 行	三保ダムは、 ____日 ____時 ____分から、緊急放流に移行しました。 現在の放流量は毎秒____立方メートルです。 川の水量・水位が増加し、氾濫の危険があります。 ファックスで【緊急―第9号様式】を送付したので確認してください。	・計画規模を超える洪水により、ダムが満水に近づき、これ以上水を貯められなくなる見込みとなったため。	：		
⑩	緊急放流 継 続 中 (必要に応じて)	三保ダムは、現在、緊急放流を実施中です。 現在の放流量は毎秒____立方メートルです。 川の水量・水位がさらに増加し、氾濫の危険があります。 ファックスで【緊急―第10号様式】を送付したので確認してください。	・計画規模を超える洪水により、ダムに水を貯められなくなったため。	：		
⑪	緊急放流 終 了	三保ダムは、 ____日 ____時 ____分に緊急放流を終了しました。 川の水位は高い状況が続きますので、注意してください。 ファックスで【緊急―第11号様式】を送付したので確認してください。	・ダム流入量が計画最大放流量1,250m ³ /s以下となったため。	：		

三保ダムから 予備放流を開始します

令和____年____月____日____時____分

三保ダム管理事務所

発信者：_____

気象情報に基づき、三保ダム（神奈川県山北町）における流入量予測を実施したところ、洪水（ダム流入量が $800 \text{ m}^3/\text{s}$ を超える）が予測されるため、
____月____日____時____分頃から、予備放流を開始する予定です。

この放流により貯水位を標高_____m（－_____m）まで低下させ、洪水調節容量を確保します。

川の水位が急に上昇しますので注意してください。

予測値

ダム上流域予測総雨量_____mm（____月____日____時～____月____日____時）

予測ダム最大流入量_____ m^3/s （____月____日____時____分）

（____月____日____時現在）

※ 今後の気象情報の変化により予測値は変更となることがあります。

《参考》

神奈川県雨量水位情報（市町向け）

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 予備放流とは、あらかじめダムから放流を行い、予備放流水位まで貯水位を低下させ、空き容量（洪水調節容量）の確保を図る操作のことです。

なお、予備放流における放流量は、洪水流量である $800 \text{ m}^3/\text{s}$ を上限として実施します。

三保ダムから 事前放流を開始します

令和____年____月____日____時____分

三保ダム管理事務所

発信者：_____

ダム上流域の予測降雨量が事前放流実施基準降雨量である 560mm（／24 時間）以上と発表されたため、____月____日____時____分頃から事前放流を開始する予定です。

この放流により貯水位を標高_____m（－_____m）まで低下させ、洪水調節に活用する容量の拡大を図ります。

川の水位が急に上昇しますので注意してください。

予測値

ダム上流域予測総雨量_____mm（____月____日____時～____月____日____時）

予測ダム最大流入量_____m³/s（____月____日____時____分）

（____月____日____時現在）

※ 今後の気象情報の変化により予測値は変更となることがあります。

《参考》

神奈川県雨量水位情報（市町向け）

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 事前放流とは、流域で甚大な被害が生じる恐れのある降雨量（基準降雨量）が見込まれる際に、ダムの機能を最大限に発揮するため、あらかじめダムから放流を行い、貯水位を洪水期制限水位の標高 316.8m（－4.7m）より低下させ、空き容量の拡大を図る操作のことです。

なお、事前放流における放流量は、洪水流量である 800 m³/s を上限として実施します。

ダム連絡

至急 三保ダム

【重要情報 緊急放流 事前情報】

令和____年____月____日____時____分
 三保ダム管理事務所
 発信者：_____

<降水量等に関する予測>

____月____日____時 気象情報に基づき、三保ダム流入量の予測を実施したところ、

三保ダムの状況は、

三保ダム上流域累計雨量：_____mm

三保ダム最大流入量：_____m³/s（____月____日____時）

となっています。

※今後の降雨状況により三保ダム最大流入量や時間が変化しますので、ご注意ください。

<ダム操作に関する連絡>

三保ダム（神奈川県山北町）では、計画規模を超える洪水が予想され、ダムに水を貯められなくなる可能性があるため、____月____日、下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行するおそれがあります。

移行する場合は、おおむね3時間前に事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル3相当

- ・緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行するおそれがあり。
- ・高齢者等避難に向けた準備が必要。

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

至急

三保ダム

【重要情報 緊急放流 見込み情報】

令和____年____月____日____時____分
 三保ダム管理事務所
 発信者：_____

＜ダム操作に関する連絡＞

三保ダム（神奈川県山北町）では、計画規模を超える洪水が予想され、ダムに水を貯められなくなることから、____月____日____時____分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行するおそれがあります。

移行する場合は、おおむね3時間前に事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれあり。
- ・避難指示等の措置が必要。

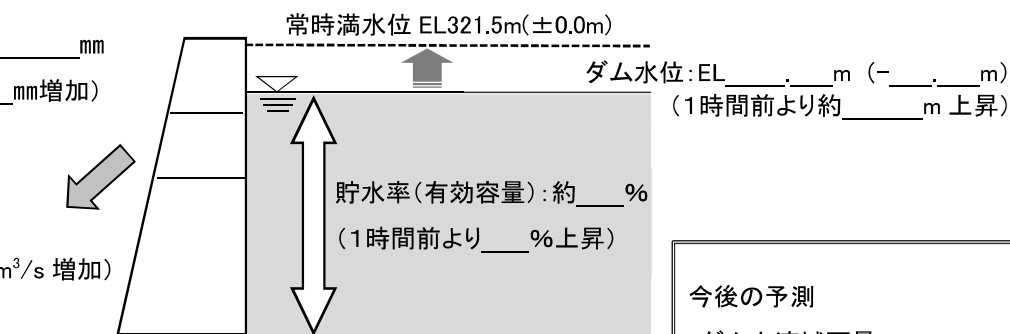
【ダム情報】

現在時刻：____月____日____時____分

流入量：____m³/s
 （1時間前より約____m³/s 増加）

ダム上流域累計雨量：____mm
 （1時間前より約____mm増加）

放流量：____m³/s
 （1時間前より約____m³/s 増加）



今後の予測

ダム上流域雨量：____mm
 最大流入量：____m³/s

※ダム情報のホームページ 神奈川県雨量水位情報

※値はすべて速報値

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

緊急

三保ダム

【重要通知 緊急放流 3時間前】

令和____年____月____日____時____分
三保ダム管理事務所
発信者：_____

＜ダム操作に関する通知＞

三保ダム（神奈川県山北町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。

今後、計画規模を超える洪水が予想され、ダムに水を貯められなくなることから、

____月____日____時____分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行します。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

移行する場合は、おおむね1時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：____月____日____時____分

流入量：____m³/s
(1時間前より約____m³/s 増加)

ダム上流域累計雨量：____mm

(1時間前より約____mm増加)

常時満水位 EL321.5m(±0.0m)

ダム水位：EL____.m (-____.m)
(1時間前より約____m 上昇)

放流量：____m³/s
(1時間前より約____m³/s 増加)

貯水率(有効容量)：約____%
(1時間前より____% 上昇)

今後の予測

ダム上流域雨量：____mm

最大流入量：____m³/s

※ダム情報のホームページ

神奈川県雨量水位情報

※値はすべて速報値

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 防災操作（洪水調節）とは、事前に確保した空き容量を使って、ダムに流れてくる水の一部を貯め、ダムへの流入量より放流量を少なくする操作のことです。

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

緊急 三保ダム

【重要通知 緊急放流 前倒し】

令和____年____月____日____時____分
 三保ダム管理事務所
 発信者：_____

<ダム操作に関する通知>

三保ダム（神奈川県山北町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。

三保ダムは、____月____日____時頃に予定（通知時刻：____時____分）していた「緊急放流（異常洪水時防災操作）」を____月____日____時頃に前倒しをします。

移行する場合は、おおむね1時間前にも事前通知をしますので、ダムからの連絡等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
- ・避難指示等の措置が必要。

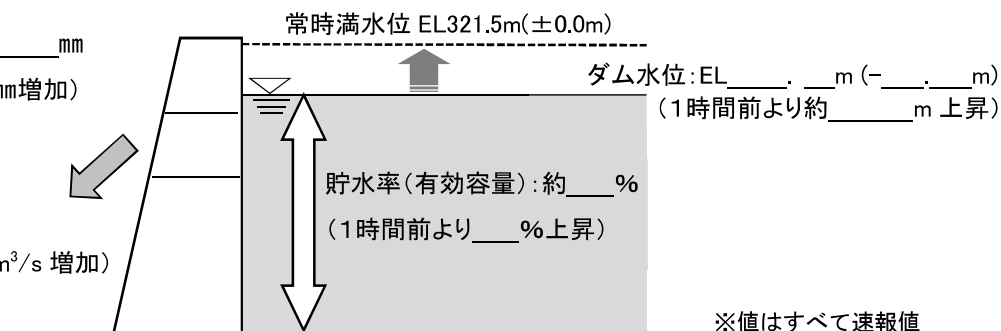
【ダム情報】

現在時刻：____月____日____時____分

流入量：____m³/s
 （1時間前より約____m³/s 増加）

ダム上流域累計雨量：____mm
 （1時間前より約____mm増加）

放流量：____m³/s
 （1時間前より約____m³/s 増加）



※ダム情報のホームページ 神奈川県雨量水位情報

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 防災操作（洪水調節）とは、事前に確保した空き容量を使って、ダムに流れてくる水の一部を貯め、ダムへの流入量より放流量を少なくする操作のことです。

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

至急

三保ダム

【重要情報 緊急放流 延期】

令和____年____月____日____時____分
三保ダム管理事務所
発信者：_____

＜ダム操作に関する連絡＞

三保ダム（神奈川県山北町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。

三保ダムは、緊急放流（異常洪水時防災操作）の予告通知を行いました。予測よりもダム流入量が少ないため、緊急放流（異常洪水時防災操作）への移行を延期します。

移行する場合は、改めて事前通知をします。引き続きダムからの連絡等に注意してください。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示等の措置が必要です。

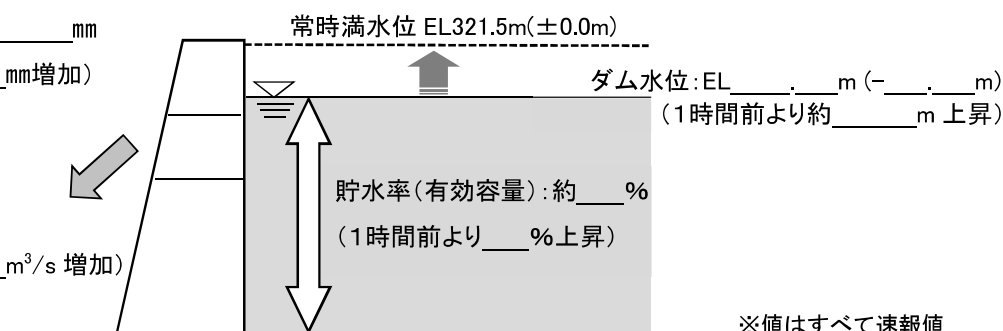
【ダム情報】

現在時刻：____月____日____時____分

流入量：____m³/s
(1時間前より約____m³/s 増加)

ダム上流域累計雨量：____mm
(1時間前より約____mm増加)

放流量：____m³/s
(1時間前より約____m³/s 増加)



※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ 神奈川県雨量水位情報

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 防災操作（洪水調節）とは、事前に確保した空き容量を使って、ダムに流れてくる水の一部を貯め、ダムへの流入量より放流量を少なくする操作のことです。

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

緊急

三保ダム

【重要通知 緊急放流 1時間前】

令和____年____月____日____時____分
三保ダム管理事務所
発信者：_____

＜ダム操作に関する通知＞

三保ダム（神奈川県山北町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っていますが、この操作に必要なダムの空き容量が減少しています。

今後、計画規模を超える洪水が予想され、ダムに水を貯められなくなることから、

____月____日____時____分頃から下流に流れる水量が増える緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行します。

そのため、洪水氾濫のおそれがあります。

緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあります。
- ・避難指示等の措置が必要。

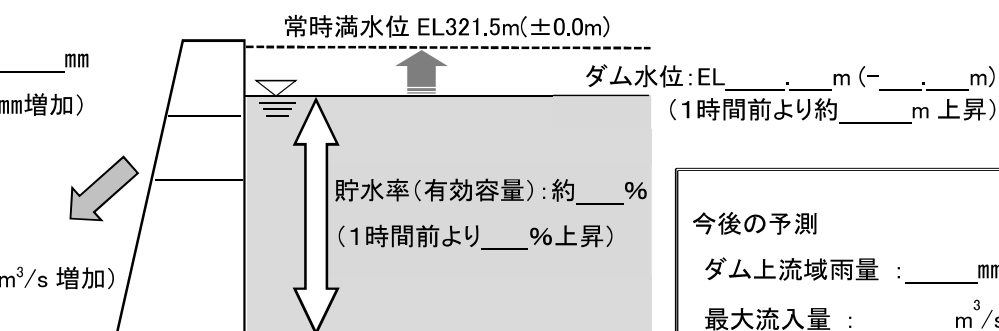
【ダム情報】

現在時刻：____月____日____時____分

流入量：____m³/s
(1時間前より約____m³/s 増加)

ダム上流域累計雨量：____mm
(1時間前より約____mm増加)

放流量：____m³/s
(1時間前より約____m³/s 増加)



今後の予測

ダム上流域雨量：____mm

最大流入量：____m³/s

※ダム情報のホームページ

神奈川県雨量水位情報

※値はすべて速報値

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 防災操作（洪水調節）とは、事前に確保した空き容量を使って、ダムに流れてくる水の一部を貯め、ダムへの流入量より放流量を少なくする操作のことです。

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

緊急

三保ダム

【重要通知 緊急放流 前倒し】

令和____年____月____日____時____分
三保ダム管理事務所
発信者：_____

<ダム操作に関する通知>

三保ダム（神奈川県山北町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。

三保ダムは、____月____日____時____分に通知した「緊急放流（異常洪水時防災操作）1時間前」予告について予定を前倒しし、____月____日____時____分から緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行します。

緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行した場合は、ただちにその旨を通知します。

※今後の降雨状況により時間が前後する可能性がありますので、ご注意ください。

警戒レベル4相当

- ・ダム下流の河川で水量・水位が増加し、氾濫のおそれがあり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：____月____日____時____分

流入量：____m³/s
(1時間前より約____m³/s 増加)

ダム上流域累計雨量：____mm
(1時間前より約____mm増加)

常時満水位 EL321.5m(±0.0m)

ダム水位：EL____m (-____m)
(1時間前より約____m 上昇)

放流量：____m³/s
(1時間前より約____m³/s 増加)

貯水率(有効容量)：約____%
(1時間前より____% 上昇)

※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ 神奈川県雨量水位情報

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 防災操作（洪水調節）とは、事前に確保した空き容量を使って、ダムに流れてくる水の一部を貯め、ダムへの流入量より放流量を少なくする操作のことです。

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

三保ダム

緊急放流 中止の情報

令和____年____月____日____時____分
 三保ダム管理事務所
 発信者：_____

<ダム操作に関する連絡>

三保ダム（神奈川県山北町）では、現在、防災操作（洪水調節）を行っています。

三保ダムは、緊急放流（異常洪水時防災操作）の予告通知を行いましたが、予測よりもダム流入量が少なかったため、緊急放流（異常洪水時防災操作）への移行を中止しました。

なお、河川水位は高い状態が続きます。また今後の降雨状況により、緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行するおそれがありますので、引き続きダムからの連絡等に注意してください。

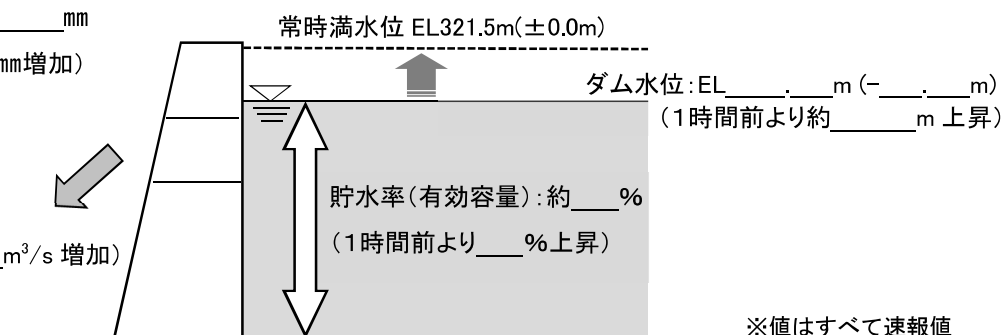
【ダム情報】

現在時刻：____月____日____時____分

流入量：____m³/s
 （1時間前より約____m³/s 増加）

ダム上流域累計雨量：____mm
 （1時間前より約____mm増加）

放流量：____m³/s
 （1時間前より約____m³/s 増加）



※ダム情報のホームページ 神奈川県雨量水位情報

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 防災操作（洪水調節）とは、事前に確保した空き容量を使って、ダムに流れてくる水の一部を貯め、ダムへの流入量より放流量を少なくする操作のことです。

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

緊急

三保ダム

【重要通知 緊急放流 移行（開始）】

令和____年____月____日____時____分
 三保ダム管理事務所
 発信者：_____

<ダム操作に関する通知>

三保ダム（神奈川県山北町）では、防災操作（洪水調節）を行っていましたが、計画規模を超える洪水のため、____月____日____時____分に緊急放流（異常洪水時防災操作）に移行しました。

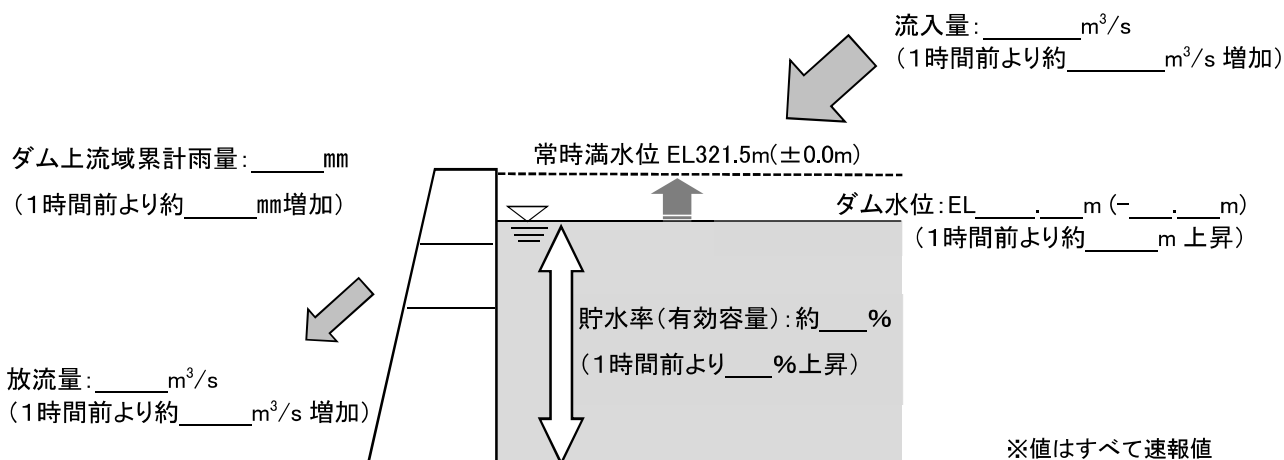
警戒レベル4相当

- ・ これまでに経験ないような非常事態。
- ・ ダムの下流の河川で更に水量・水位が増加し、氾濫の危険あり。
- ・ 避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：____月____日____時____分

ダムの空き容量が減少したためダムに水を貯められなくなり、下流に流れる水量が増えています。



※ダム情報のホームページ 神奈川県雨量水位情報

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 防災操作（洪水調節）とは、事前に確保した空き容量を使って、ダムに流れてくる水の一部を貯め、ダムへの流入量より放流量を少なくする操作のことです。

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

緊急

三保ダム

【重要通知 緊急放流 継続】

令和____年____月____日____時____分
 三保ダム管理事務所
 発信者：_____

<ダム操作に関する通知>

三保ダム（神奈川県山北町）では、現在、緊急放流（異常洪水時防災操作）を行っていますが、流入量が増えているため放流量を増量しています。

下流に流れる水量がさらに増えるため、洪水氾濫による甚大な被害が予測されます。

警戒レベル4相当

- ・これまでに経験ないような非常事態。
- ・ダムの下流の河川で更に水量・水位が増加し、氾濫の危険あり。
- ・避難指示等の措置が必要。

【ダム情報】

現在時刻：____月____日____時____分

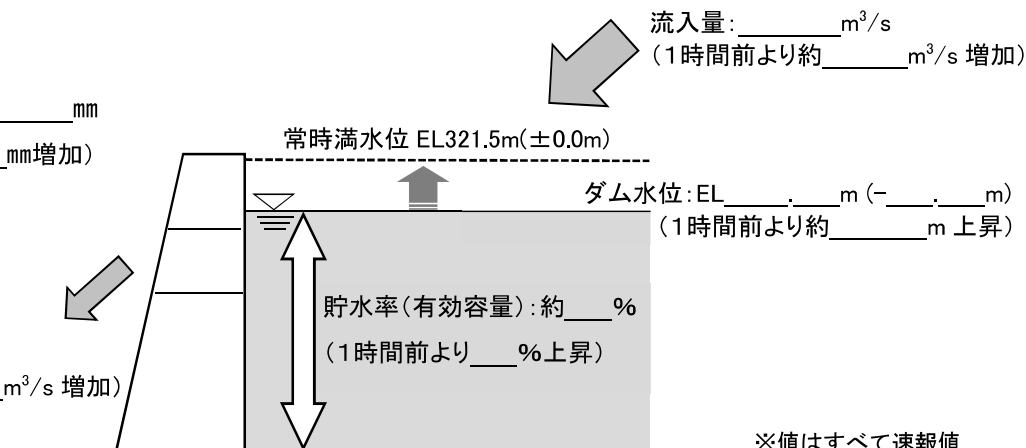
ダムへ流れ込む水量が増えているため、下流に流す水量を増やしています。

ダム上流域累計雨量：____mm

（1時間前より約____mm増加）

放流量：____m³/s

（1時間前より約____m³/s 増加）



※ダム情報のホームページ 神奈川県雨量水位情報

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

ダム連絡

三保ダム

緊急放流 終了の情報

令和____年____月____日____時____分
 三保ダム管理事務所
 発信者：_____

<ダム操作に関する連絡>

三保ダム（神奈川県山北町）では、ダム流入量が計画最大放流量 1,250 m³/s 以下となったため、

____月____日____時____分に緊急放流（異常洪水時防災操作）を終了しました。

今後、ダム流下量（放流量）を低下させますが、河川水位は引き続き高い状態が続きますので、注意してください。

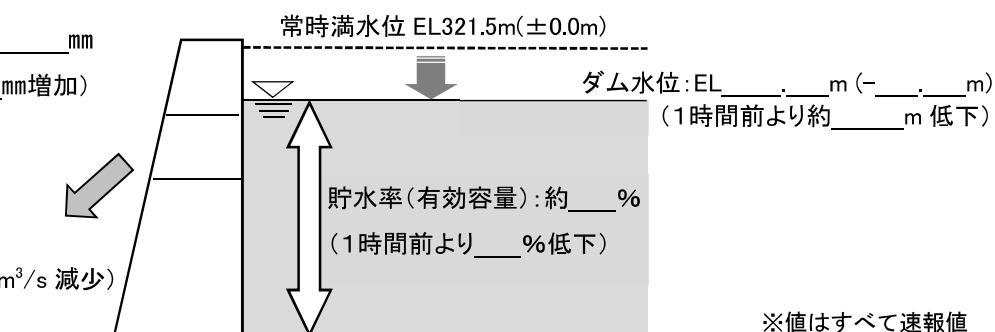
【ダム情報】

現在時刻：____月____日____時____分

流入量：____m³/s
 （1時間前より約____m³/s 減少）

ダム上流域累計雨量：____mm
 （1時間前より約____mm増加）

放流量：____m³/s
 （1時間前より約____m³/s 減少）



※値はすべて速報値

※ダム情報のホームページ 神奈川県雨量水位情報

http://www.pref.kanagawa.jp/sys/suibou/web_city/suibou_joho/html/sakawa/dam/c30402.html

■ 緊急放流（異常洪水時防災操作）とは、ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になるとダムに流入する水をそれ以上貯めることができなくなることからダムからの放流量を徐々に増加させ、ダムへの流入量と同程度の流量を放流する操作のことです。

警報掲示板

1600mm		危 い !! あぶな	1500mm										
この川の上流〇〇キロメートルのところに三保ダムがあり、ときどきダムに貯った水を流し、この川の水が急に増えることがありますから注意して下さい。 また、ダムに貯った水を流すときは左記のとおりサイレンやスピーカーなどで知らせますので、そのときは危険ですから河原に降りないで下さい。 サイレン吹鳴方法 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">■ 一分</td> <td style="width: 33%;">■ 五秒</td> <td style="width: 33%;">■ 一分</td> </tr> <tr> <td>休止</td> <td>休止</td> <td>休止</td> </tr> <tr> <td>■ 一分</td> <td>■ 五秒</td> <td>■ 一分</td> </tr> <tr> <td>休止</td> <td>休止</td> <td>休止</td> </tr> </table> 神奈川県三保ダム管理事務所 電話〇四六五(七八)三七一一				■ 一分	■ 五秒	■ 一分	休止	休止	休止	■ 一分	■ 五秒	■ 一分	休止
■ 一分	■ 五秒	■ 一分											
休止	休止	休止											
■ 一分	■ 五秒	■ 一分											
休止	休止	休止											
1600mm		管理番号	1500mm										

1600mm		1500mm						
サイレンがなったら すぐ川からはなれて !! この川の上流〇〇.〇キロメートルの所に三保ダムがあります。 ダムから水を流すときは、サイレンをならしめますので川からはなれてください。								
1600mm		サイレンのなり方 <table border="0" style="width: 100%; font-size: 0.8em;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">サイレン 約1分</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">休止 5秒</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">サイレン 約1分</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">休止 5秒</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">サイレン 約1分</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">休止 5秒</td> </tr> </table>	サイレン 約1分	休止 5秒	サイレン 約1分	休止 5秒	サイレン 約1分	休止 5秒
サイレン 約1分	休止 5秒	サイレン 約1分						
休止 5秒	サイレン 約1分	休止 5秒						
1600mm		管理番号						
1600mm		1500mm						

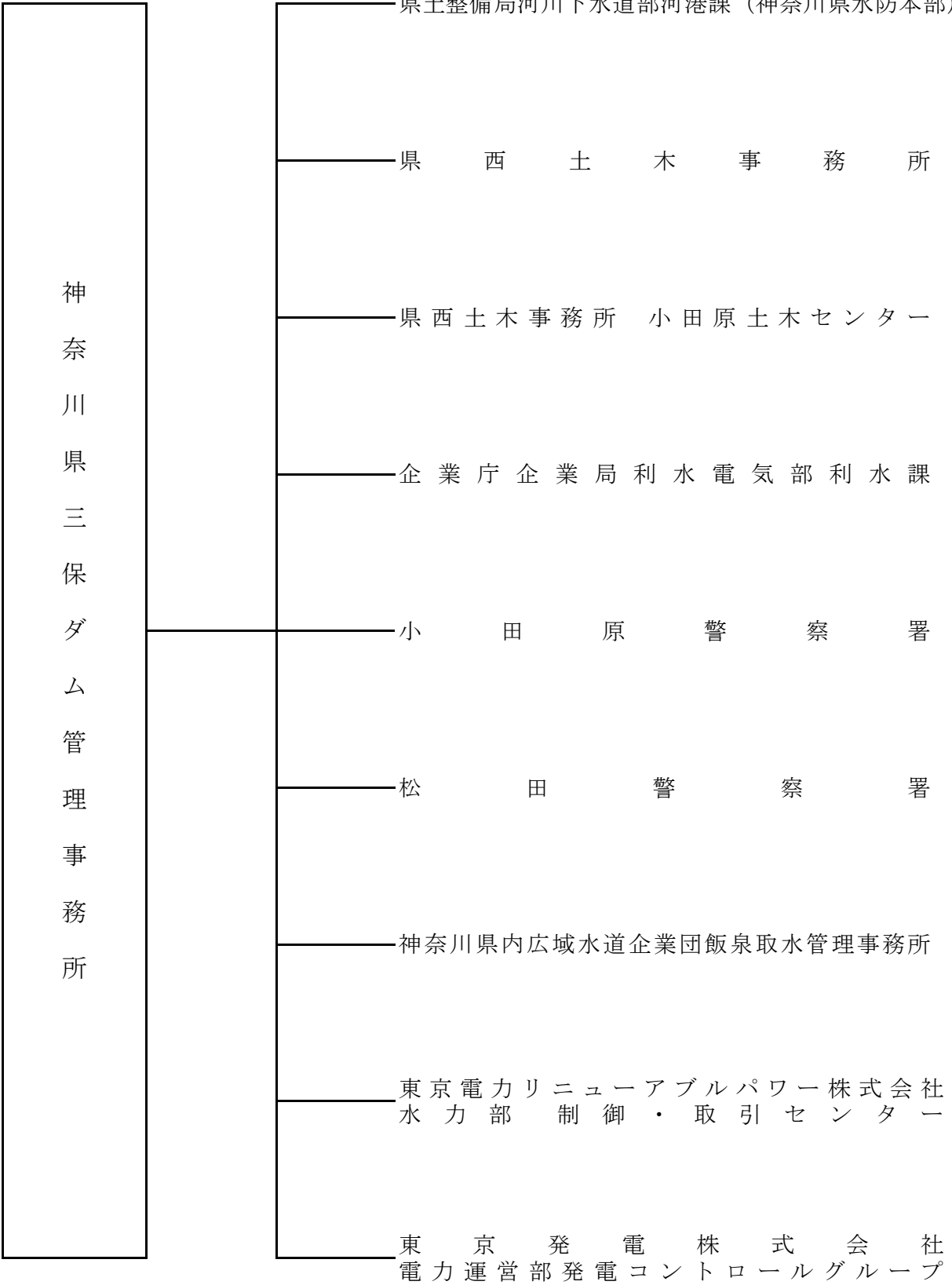
神奈川県三保ダム管理事務所 電話：0465-78-3711

別表第1

放流警報施設一覽表

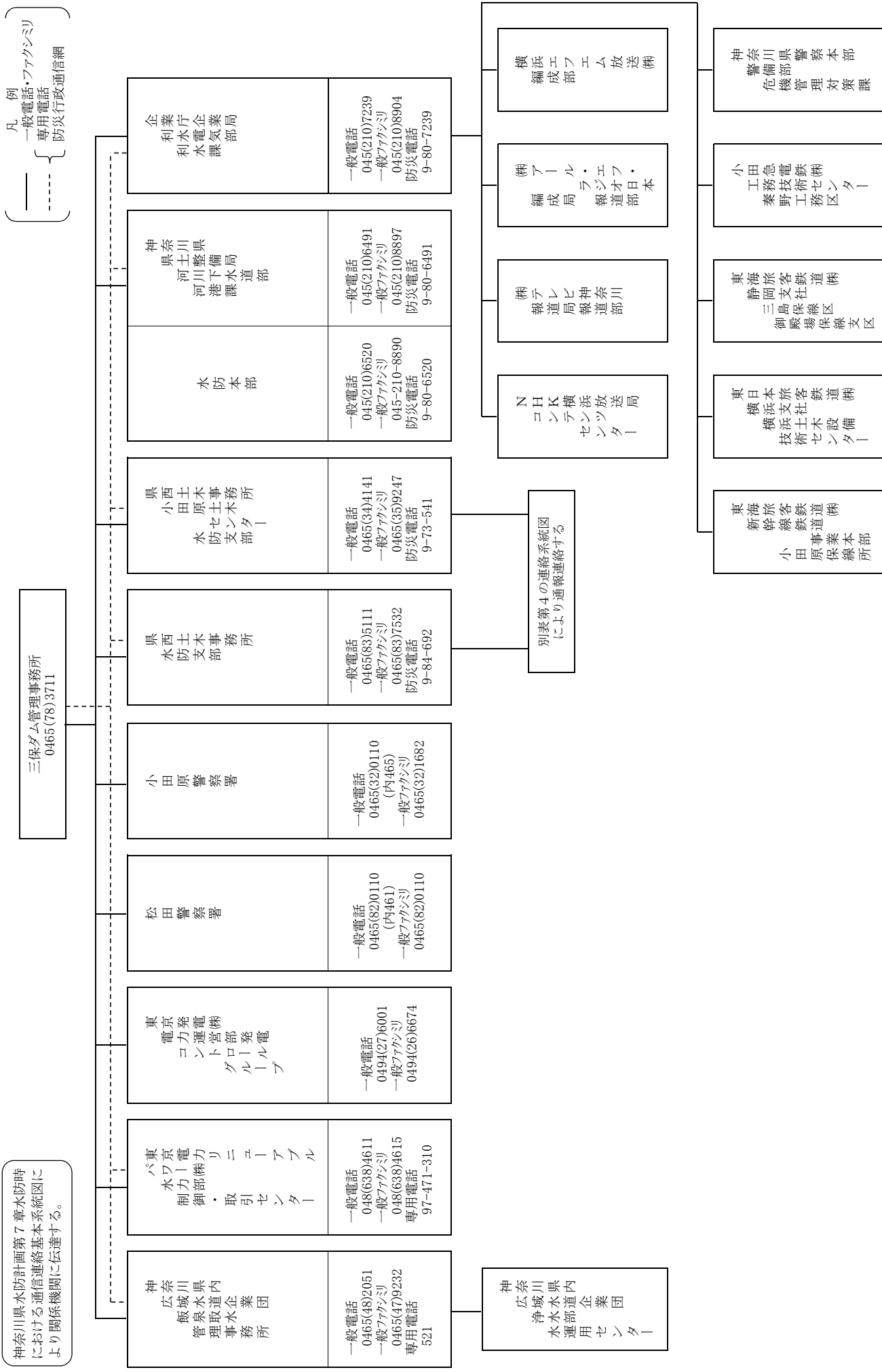
No.	名 称	設 置 場 所			設 備 内 容				摘 要
		所 在 地	右 岸	左 岸	サイ レン	スピ ーカー	電 光 表 示	赤 色 回 転 灯	
1	ダ ム	足柄上郡山北町 神尾田字田ノ入向	○		○	○		○	停電時予備発電源により稼動 電光表示は停電で消灯
2	平 山	足柄上郡山北町 川西橋字平山2076-1	○			○	○	○	
3	山 市 場	足柄上郡山北町 山市場字湯本平264		○	○	○	○	○	
4	用 沢	足柄上郡山北町 山市場字尾長島304-1	○			○	○	○	
5	川 西 橋	足柄上郡山北町 川西字大蔵野502-4		○	○	○	○	○	
6	谷 峨	足柄上郡山北町 谷峨字下河原30	○		○	○	○	○	
7	都 夫 良 野	足柄上郡山北町 都夫良野字瀬戸193-8		○	○	○	○	○	
8	安 戸	足柄上郡山北町 山北字役野3139-5		○	○	○	○	○	
9	滝 沢	足柄上郡山北町 平山字宮上141-2	○			○	○	○	
10	内 山	南足柄市 内山字春日山26-8	○		○	○	○	○	
11	大 口 橋	足柄上郡山北町 岸字茱萸木4041-ハ		○	○	○	○	○	
12	下 河 原	足柄上郡開成町吉田島 字吉田新田4281-26	○		○	○	○	○	
13	宮 下	足柄上郡松田町 惣領字宮下1660		○	○	○	○	○	
14	栢 山	足柄上郡開成町 吉田島字中河原4105-3	○		○	○	○	○	
15	報 徳 橋	小田原市 栢山字宮ノ上593	○		○	○	○	○	
16	富 士 道 橋	小田原市 桑原字中川原668-3		○	○	○	○	○	
17	飯 泉	小田原市 蓮正寺字東川原562-9	○		○	○	○	○	
18	酒 匂	小田原市 西酒匂1丁目10		○	○	○	○	○	
19	西 湘 大 橋	小田原市 酒匂3丁目104-1		○		○		○	
1 87	警報掲示板	三保ダムから酒匂川河 口までの区間	40 ヶ 所	47 ヶ 所	河川法施行規則 別記様式第14 に				

通報連絡機関



三保ダム放流通報連絡系統図

別表第 3

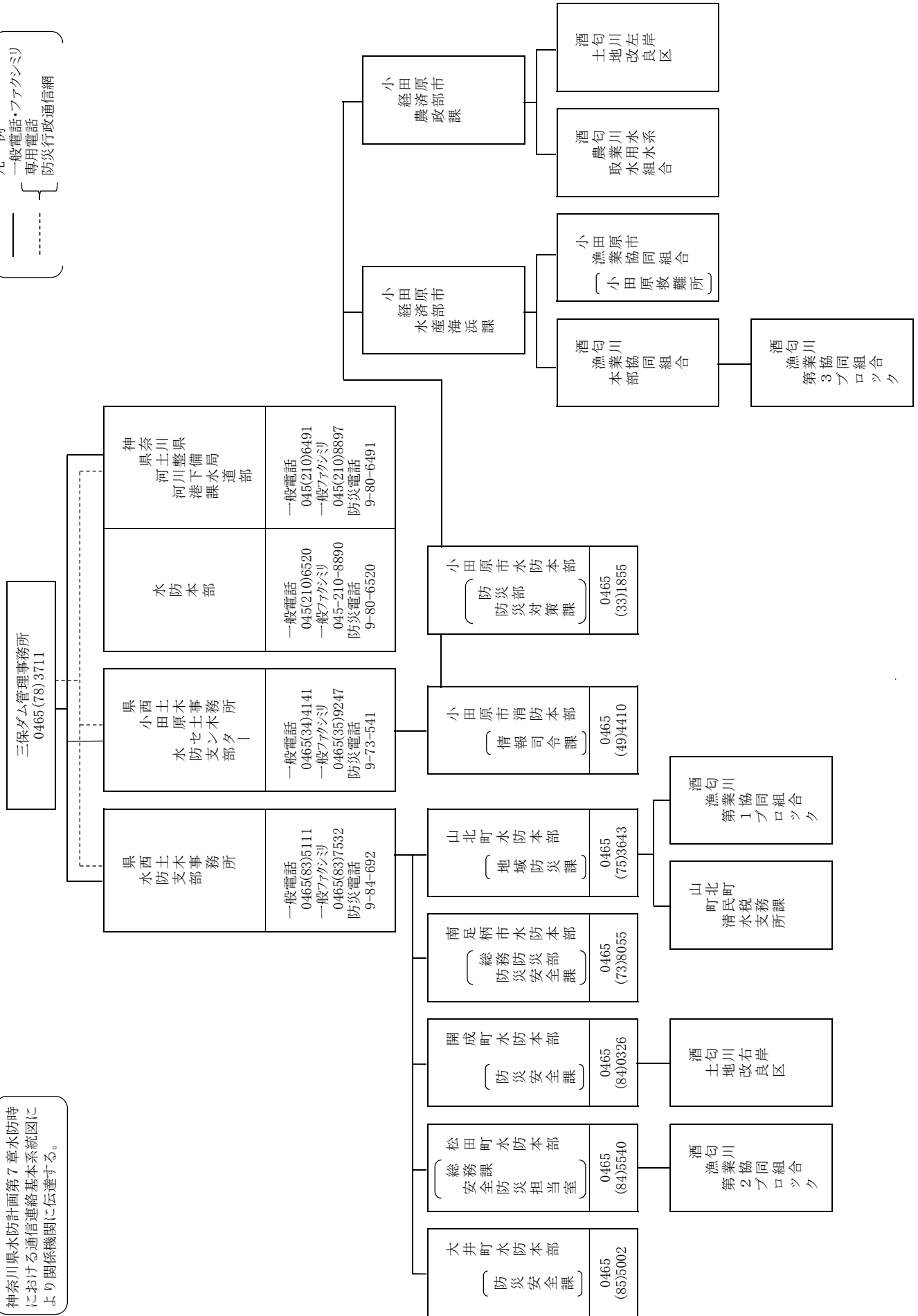


別表第 4

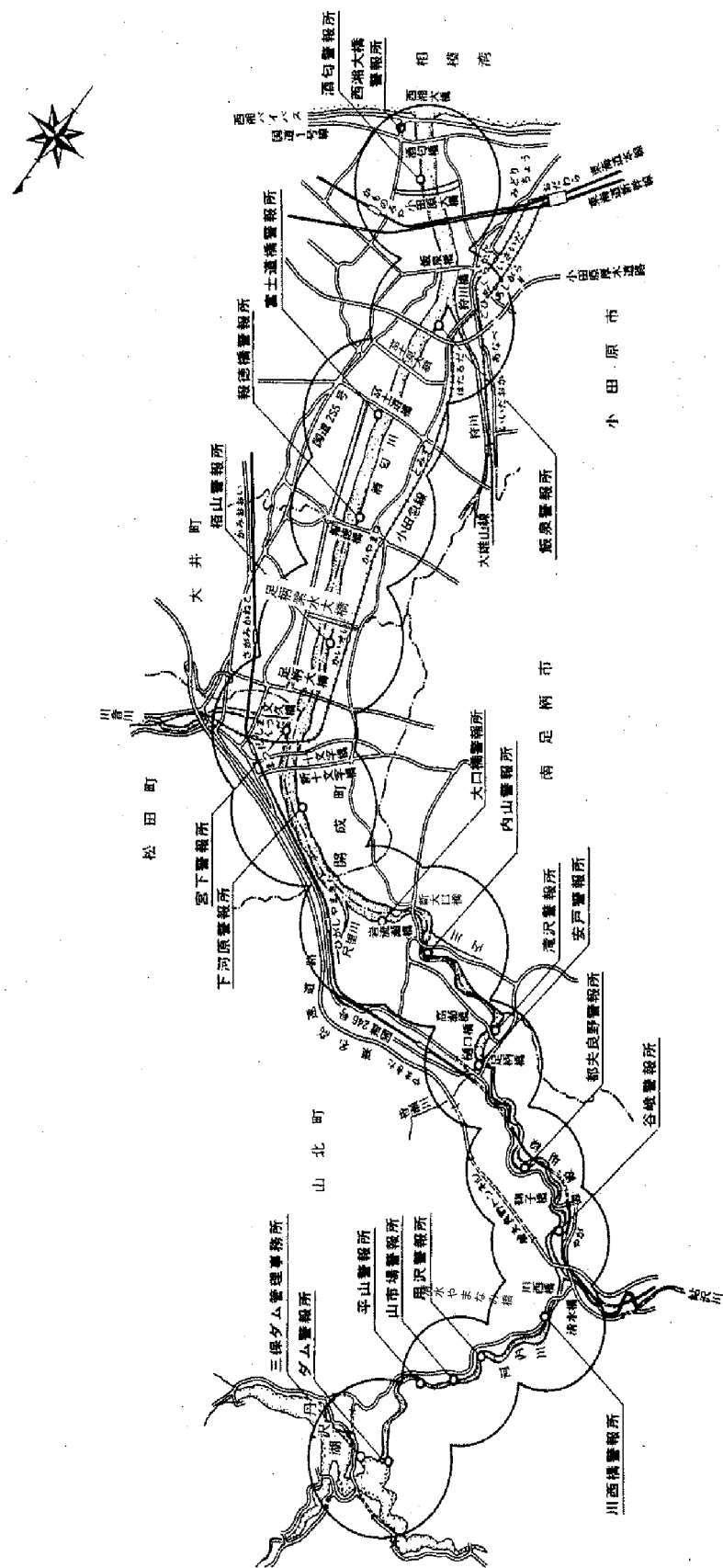
三保ダム放流通報連絡系統図(水防関係)

神奈川県水防計画第7章水防時における通信連絡基本系統図により関係機関に伝達する。

凡 例
 — 一般電話・ファクシミリ
 - - - 専用電話
 { 防災行政通信網

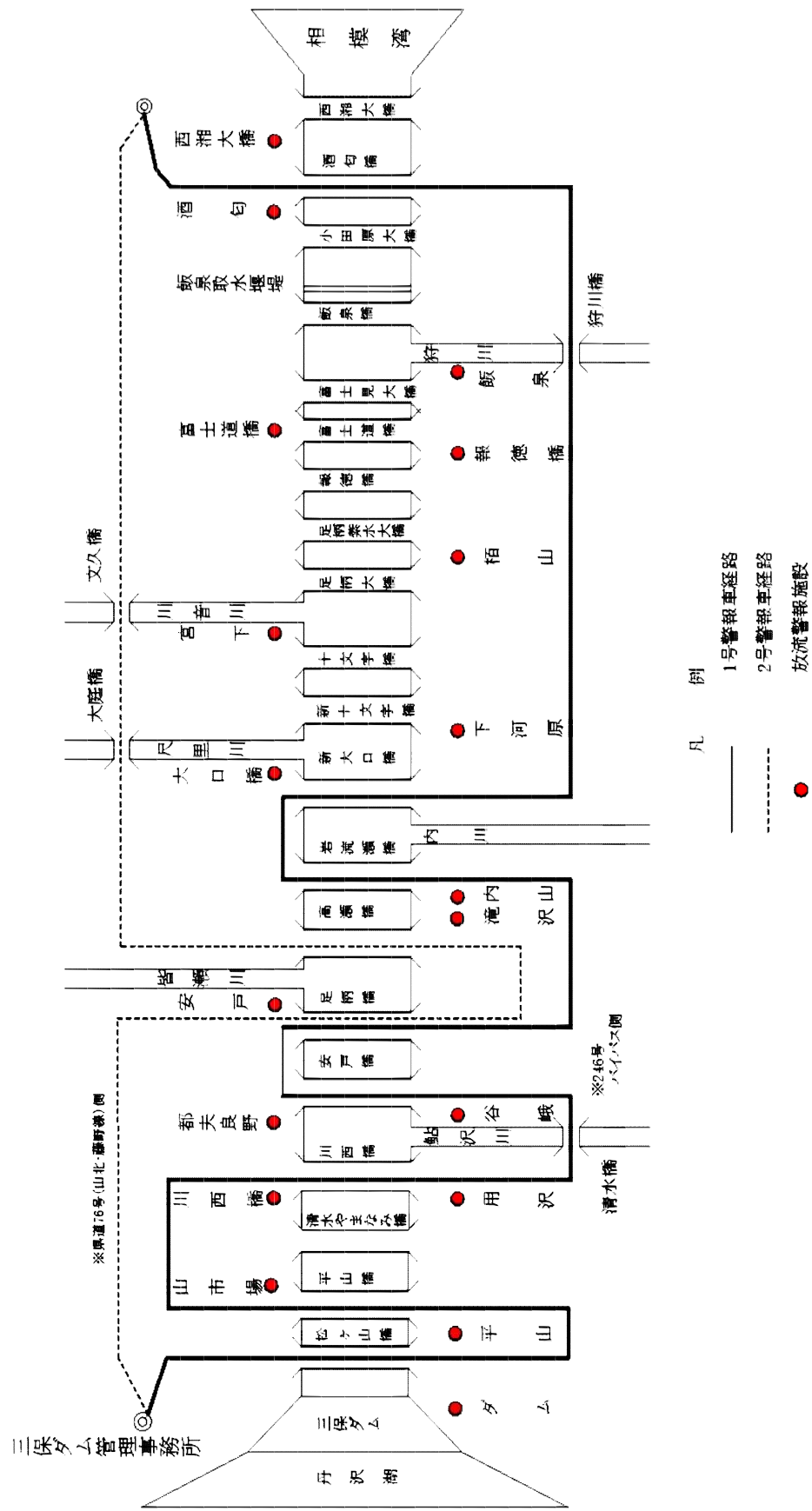


放流警報施設位置図



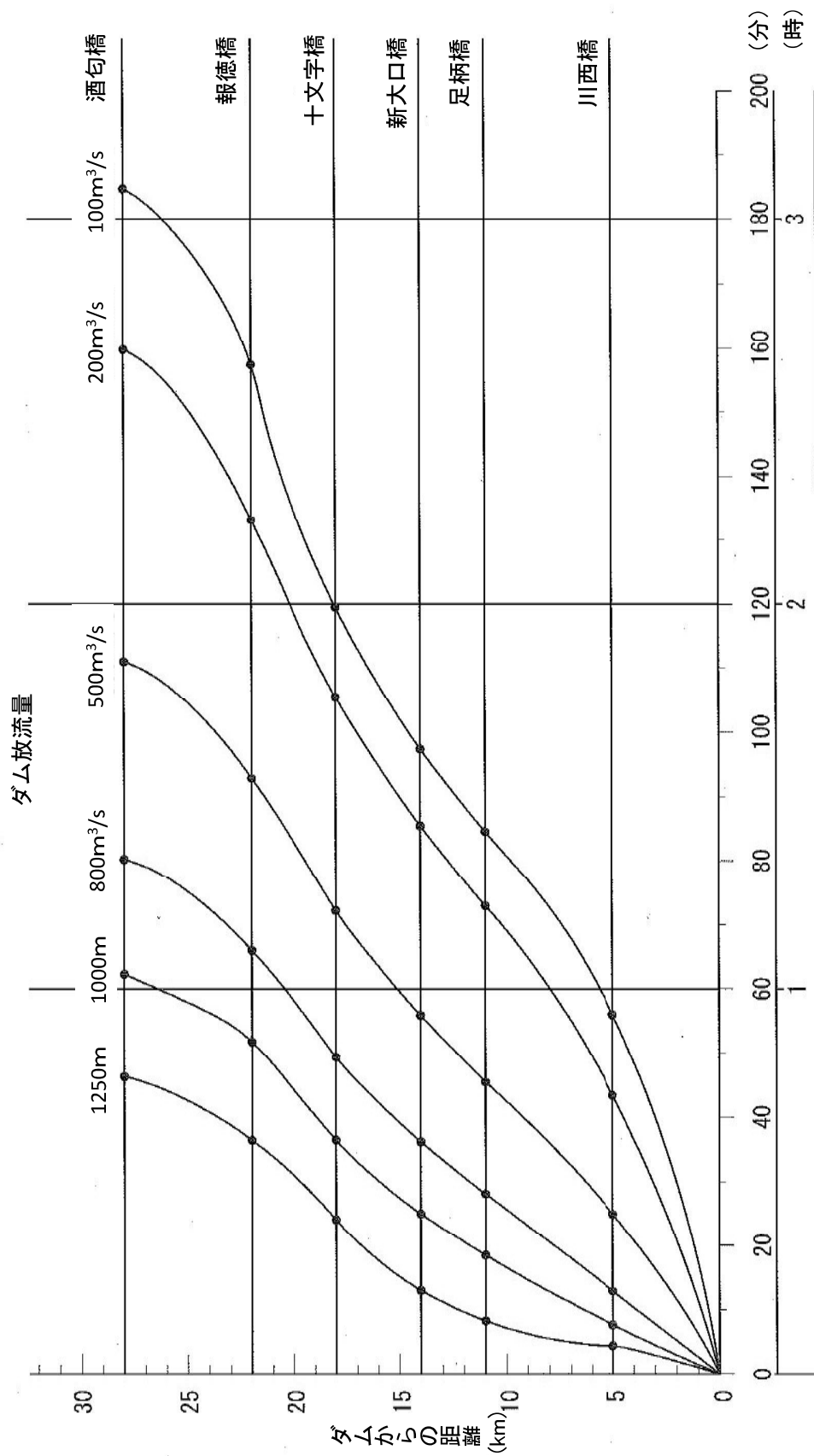
別図第2

警報車警報経路図



三保ダム放流量と到達時間

参考資料-1

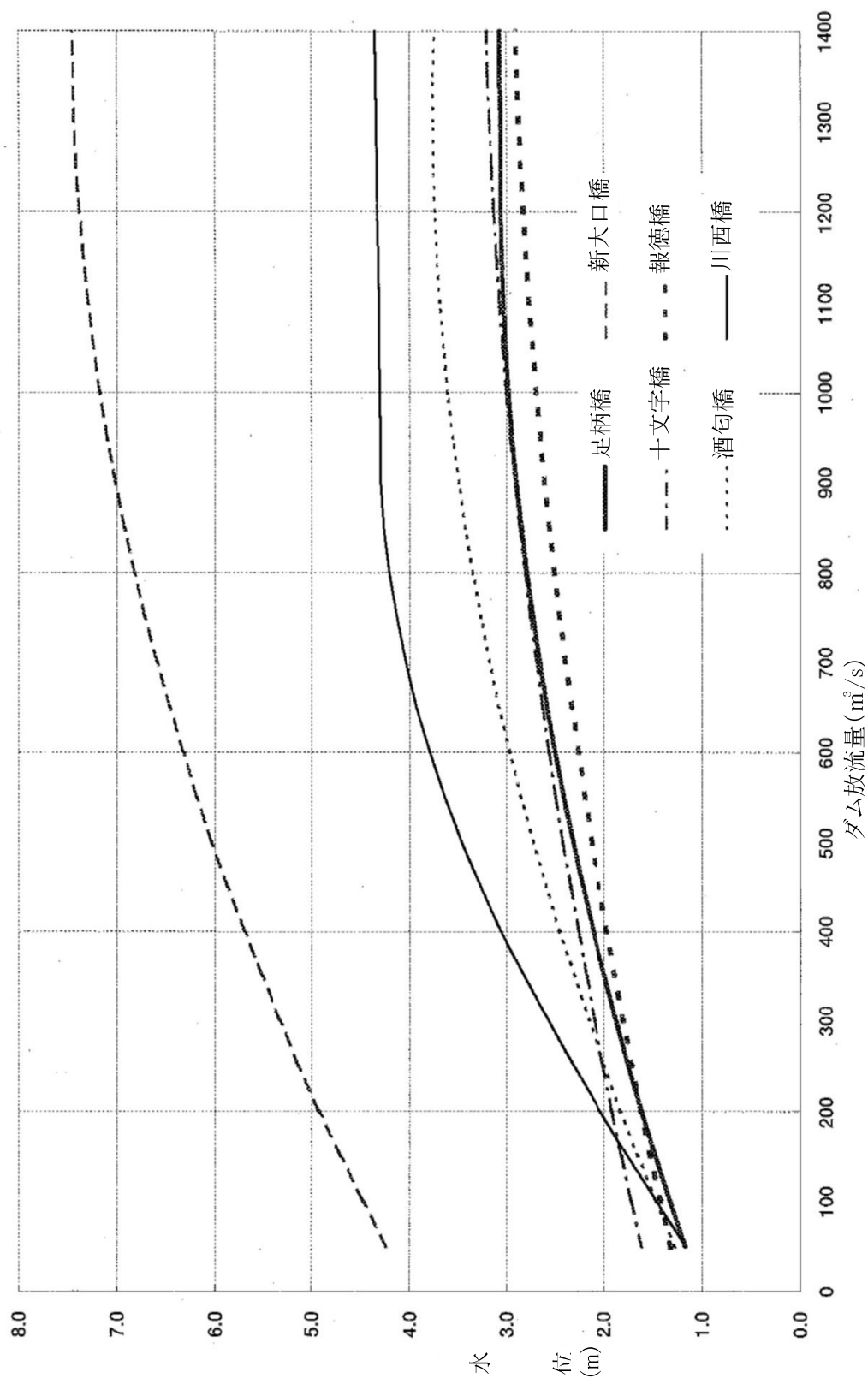


ダムからの到達時間

到達時間は河川各地点の形状等によって著しく変化するので、推定することは困難である。本図は過去の実績に基づく略算値である。

三保ダム放流量と水位上昇

参考資料一2



水位上昇は河川各地点の形状等によって著しく変化するので、推定することは困難である。本図は過去の実績に基づく略算値である。